

Title	光妙寺三郎の決闘是認論及び「決闘条規」：明治法制史料拾遺(9)
Sub Title	A view to affirm duel and "Draft of duel statute" by Saburō Kōmyōji
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1970
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.43, No.8 (1970. 8) ,p.48- 62
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19700815-0048

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

光妙寺三郎の決闘是認論及び「決闘条規」

明治法制史料拾遺 (9)

手塚 豊

決闘を処罰する法律「決闘ニ関スル件」は、明治二十二年十二月三十日に制定され(法律第(三四号)、その後、全く改正されることもなくつづいているものとも古い刑事特別法の一つである(1)。

西洋諸国に行われる決闘を、日本人が模倣して行つた嚆矢はいつであつたか、しまそれを確めえないが、明治十一年一月、英国ロンドンに滞在していた馬場辰猪が、同じ土佐の留学生真辺戒作に決闘の申込を行つたのは、そのものとも早い一例であらう(2)。

日本国内においては、明治十五年刑法施行前後の頃から、一部識者の間に、決闘の是非についての論議が行われ、また、実際に決闘の申込を行う事件があらわれはじめた。前掲刑法典は、十三年七月十七日に公布されたものであるが(太政官報告、第三六号)、その中に、決闘に関する明白な規定を欠いていたことが、そうした論議を呼び、さらにまた決闘を行わんとする者が、実際にあらわれた一つの原因であ

らう。

例えば、十四年の夏、国友会において、馬場辰猪を中心とする「決闘論」の討論会が行われ(3)、また、十六年一月、金沢における自由民権の政社である盈進社において、社員同志で正に決闘が行われんとしたが、社頭の仲裁で取止めとなつた事件があり(4)、さらに二十一年一月、大倉喜八郎が、新聞記事で侮辱をうけたとして、東京日日新聞の福地桜痴に対し、決闘の申込みをしたのが、それである(5)。

その後、二十一年九月、高島炭鉱の問題で、雑誌「日本人」の記者松岡好一が、犬養毅に決闘の申込を行い、三宅雪嶺、志賀重昂の両名も介添人たることを承諾したが、犬養がそれを拒絶したとの報道が、多くの新聞、雑誌に伝えられるや(6)(7)、俄然、決闘の是非が、世間の注目をあびた。そして全国各地で、決闘を行わんとする事件が、相次いで発生した。私がこれまで知りえた事例を、当時の新聞、雑誌あるいはその他の文献からひろいあげて列挙すれば、次の

通りである。

二十一年十一月、宮城県加美郡において、新道建設に反対する県議員新妻政敏に対して住民代表が決闘を申込んだ。⁽⁸⁾

同年同月、徳島県西寛円村の水害問題で、農民代表が、県知事酒井明に対して決闘を申込んだ。

同年同月、群馬県高崎の俳諧改良会の代表矢竹其山が、新潟の俳人難波難濤の句解が俳句道に反するとの理由で、決闘を申込み、拒絶された。⁽¹⁰⁾

同年同月、甲府在住和歌山県人貴志於菟哉が、峡陽輿論新報社員池沢満寿吉の言説が社会を毒するとして決闘を申入れたが、池沢はこれを拒絶。さらに同社員清水作太郎が逆に貴志に対して決闘を申込んだが、貴志はそれを拒絶した。⁽¹¹⁾

同年十二月、秋田県議会において、道路建設問題で意見の合わない県知事青山貞と、県議会常置委員代表とが、決闘によつて事を決せよとの提案が、一部の議員から出された。⁽¹²⁾

同年同月、青森県東津軽郡の須藤寛が、自分の知人の名を汚したとの理由で、県議員佐々木儀助に決闘を申込んだ。⁽¹³⁾

二十二年一月、青森県内の政治状況が騒然となり、在野壮士が県議員に決闘を申込む者多く、それがため「議員は遠地に旅行し或は家に塾居し専ら暴客に対し用心し居るよし」との状況であつた。⁽¹⁵⁾

同年四月、後藤象二郎が黒田内閣に入閣したのは(同年三月二十一日、通信大臣)、民間の大同団結派の同志を売つたものとし、無

光妙寺三郎の決闘是認論及び「決闘条規」

記名の決闘状が、十数通、後藤に届いたといふ。⁽¹⁶⁾

同年十月、東京において長連正が、芝区長丸田正盛に決闘を申込んだ。⁽¹⁷⁾ その原因は、府下大森の海苔採取問題で、丸田区長が府会議員宮本頼三を殴打し、宮本の同郷人(石川県)が義憤を感じたためといふ。同時に丸田の恩顧をうけた大森村漁民代表が、宮本議員に決闘を申込んだ。しかし、いずれも決闘に至らず、丸田の陳謝で解決した。⁽¹⁹⁾

このような事件は、これ以外にも全国的に数多く発生したものと推定してよからう。

他方、識者の間では、決闘の是非論がはなばなしく展開された。例えば、二十一年九月十四日・郵便報知の社説「新日本は野蠻の遺風を容れず」、同月二十一日、二十二日・絵入自由新聞社説「決闘事件と高島炭鉱」、同年十月二十四日、二十五日、二十六日・同新聞社説「決闘」、俣野時中「決闘論」、薩埵正邦「決闘論」、宮城浩蔵「決闘論」あるいはまた二十一年九月三十日に行われた五大法律学校討論会の「決闘」などが、それである。⁽²⁴⁾

これらの社説、あるいは識者の所見の大部分は、決闘否認論(有罪論)であり、前記法律学校討論会の結果も、有罪論六名、無罪論二名であつた。前に述べた国友会の討論においても、すでに参会者の内「満場十の七八」は決闘反対論であつたといふ。⁽²⁶⁾

政府が決闘罪の新設を考慮しはじめたのは、松岡の犬養に対する決闘申込事件が発生した直後からのようである。二十一年十月三日・毎日新聞は次のように述べている(句読点・手塚以下、下の新聞記事同じ)。

高島炭鉱事件が、決闘と云へる一種の蛮風を生み出さんとしたるより、決闘の二字は世人の談柄となり、中には政府に於ても此の事に注意し、新に刑法中に決闘の制裁を設けんと議起り、既に取調に掛りしなどの風説あれども、我が社の聞く所に依れば、政府に於ては更らに右様の議なしと云ふ。

しかし、同月六日・朝野新聞は「決闘の追加」と題する記事で、近來一の問題となりし決闘一件は、本邦刑法中に罰すべき明文無きは、畢竟斯る馬鹿く／＼しき事の我国に起るべしと思ひも寄らざりしに抛ることならんが、万一、後來に之を真似る馬鹿者の出で来らざるとも測り難しとて、司法省中にも高等官中に、決闘は開墾の条項へ追加すべしと主張する人ありて、司法省中の一問題となり居る由なり。

と報じている。おそらくこれが真相であつたと思われる。

その後一年二カ月、その間、決闘頻発の危険性、識者言論の動向など、十分に考慮したであらう政府が、決闘処罰の単行法の制定にふみきつたのは、翌二十二年十二月であつた。このことは、冒頭に述べた通りである。

この法律「決闘に関する件」制定前後のくわしい考察は、私が近く本誌に発表を予定している別の論考（仮称「決闘罪創設前後の一考察」）を用意しているので、それにゆずり、ここでは、当時の代表的決闘是認論で、かなりの賛成者もあつたといわれる光妙寺三郎の決闘論と、彼の起草した決闘条規を紹介したいと思う。その決闘論は、前に述べた五大法律学校討論会で光妙寺の述べた決闘賛成論であ

る。討論会の直後、十月二日・東京日日新聞は、その状況を次のように報じている。

一昨三十日正午より神田一ツ橋外大学講義堂に於て、第三回五大法律学校討論会を開く。会する者千六百七百名……「決闘事件」は有罪論者六人、無罪論者二名、而して有罪論者中にも或は決闘者を殺せし、介添人を従犯とするものあり、或は決闘者を謀殺とし、介添人を無罪とするものあり、或は殴打致死に擬するものあり、又は無罪論者中光妙寺三郎氏が、決闘を以て文明の花と稱し、三十分許り演説し、拍手喝采の裡に、徐に論局を結びたるは一層目覚ましく覺えたり。

当時の状況を直接見聞した伊藤痴遊（初代）氏は、その模様を次のごとく語っている。⁽²⁸⁾

高島炭鉱の問題から、犬養毅が松岡某と云ふ人から、決闘状を寄せられた事がある。其立会人として署名したのが、三宅雪嶺であつた。此事は端なくも、天下の大問題となり、政府の大官は、胆を寒うして、決闘禁止の法律を、出す事になつた。於此、決闘は許す可きか、それとも禁止す可きか、との論争が、朝野の名士に依つて、大に起つて来た。

光明寺は、学校の講壇に立つて「決闘は文明の花なり」と題して、決闘の公許す可き理由を、力説した。其演説は全国に伝へられて、当時の青年は、光明寺を、神の如く、尊敬するに至つた。

しかし、光妙寺の「決闘は文明の花」の所論も、一方ではかなりの反撥があつたようである。それがため、光妙寺は自己の決闘是認

論にもつき決闘に関する種々の制約を、二十カ条から成る「決闘条規」にまとめてさらに発表することを計画した。その事情を、明治法律学校の「明法雜誌」は、次のごとく伝えている。⁽²⁹⁾

五大法律学校討論会に於て、決闘論の問題出で、一たび本校講師光妙寺三郎君の議論あり。諤々の論、満場を動揺せしめてより、君の論説、忽ち批判の焼点となりしことは、皆人の知了する如なるが、君は右の論説につき、飽まで責任を負ひ、十分其精神を貫かんと考より近々右に題する如き一編の著述を公刊せらるゝよし。該書は凡そ決闘をなすは如何なる場合に於て適當となすへきや、決闘をなすには如何なる方法、手続を履行すへきものなるや等、即ち決闘を行ふべき場合と、其此れを行ふべき方法とを詳論せられたるものなりと云ふ⁽³⁰⁾ (句読点) ⁽³¹⁾ (手塚)。

かくして著作されたのが、二十二年一月、明法堂から發行された仏国法律学士光妙寺三郎著 君子 決闘条規⁽³⁰⁾ 全十五枚で、ここに紹介するのは、その大要である。なお、同書の広告欄には、光妙寺三郎著「決闘辨」の近刊を報じ、「本書ハ先生カ雄偉痛快ノ筆ヲ以テ自家得意ノ説ヲ述ヘ併セテ東西洋諸大家ノ非決闘説を排駁シテ遺ス所無キ一大奇書ナリ今ヤ吾邦モ決闘ノ一事各地ニ起ルニ会フ人人宜ク一読スヘキナリ」としているが、同書が実際に出版されたかどうか明らかでない。⁽³²⁾

光妙寺の決闘論は、当時、もつとも異彩を放つた決闘是認論であり、決闘罪に関する法律制定のその陰には、一部識者によつて有力に支持されたこのような決闘讀美論があつたことを忘れてはならぬ

いのである。

(1) 昭和三十六年に発表された「改正刑法準備草案」では、決闘罪を刑法典の中に吸収し、その第二章に決闘の罪(第二八五条—第二八七条)を設けている。もちろん、これはまだ実現していない。

(2) 馬場と真辺は親しい友人であつたが、國際法の問題で口論し、真辺が馬場の顔に唾をかけたため、明治十一年一月七日の夕、馬場は真辺の下宿を訪ね、フランスへ渡つて決闘することを申入れた。真辺がそれを拒んだので、激昂した馬場は、ナイフで真辺を斬りつけ、負傷させた。これがため、馬場は英國の裁判所の公判に付され、保証金をだし、刑の宣告猶予、国外退去を命ぜられたのである(この事情は、萩原延寿「馬場辰猪・昭和四十二年・七六頁以下、三〇〇頁以下に詳しい。なお、西田長寿「馬場辰猪・民権論からナショナリズムへ」・明治史研究叢書第四卷・昭和三十一年・一二五頁以下、安永梧郎「馬場辰猪」・明治三十年・二四四頁以下等参照)。

(3) この討論会の行われた月日は、確めえないが、その討論の内容は、「決闘論」として、国友雜誌第三二号(明治十四年八月)・六頁以下、第三三号(同年九月)・五頁以下に連載されている。おそらくこの討論会は、雜誌発行の直前、すなわち同年六、七月頃に行われたのである。なお、後に、明治二十一年二月発行の「演説討論集」に、この「決闘論」は収録されている(八四頁以下)。

(4) 明治十六年一月二十二日・時事新報。

(5) 明治二十年一月二十日・東京日日新聞。

(6) 明治二十一年六月、雜誌「日本人」第六号に松岡好一「高島炭鉱の惨状」が掲載された(三二頁以下)。これは松岡が、十八年十一月、同炭鉱を訪ねた視察記である。朝野新聞社は、記者犬養毅を現地へ派遣、犬養は帰京後、同年八月二十九日から九月十三日まで、朝野新聞に視察

報告を連載、松岡の記事は、事実を誇張しているとした。これに憤慨した松岡は、九月三日附で犬養に決闘状を送つたが、九月十日、犬養はそれに対して拒絶状を送つた。

(7) この状況は、当時の新聞、雑誌がこぞつてそれを伝えている。例えば同年九月十一日・朝野新聞、同月十二日・郵便報知新聞、同月十二日・東京日日新聞、「明治の決闘」・「日本之時事」第八号(二十一年九月)・七〇頁以下等。なお、石井研堂増訂明治事物起原(昭和十一年)二六頁以下参照。

(8) 明治二十一年十一月二十一日・郵便報知新聞。

(9)(10) 明治二十一年十一月二十一日・東京日日新聞。

(11) 明治二十一年十一月二十九日・絵入朝野新聞。

(12) 明治二十一年十二月二十二日・金城新報。

(13) 明治二十一年十二月二十八日・東京日日新聞。

(14) 明治二十一年七月、青森県では、県知事鍋島幹が県民を「無神経の人民」と呼んだ失言問題があり、これを契機として県内の政治活動が俄かに活潑になり、県政界は大党派、改進黨の二派に別れてはげしい争いを展開した(「青森県政治史」第一巻・昭和四十年・五四六頁以下参照)。

(15) 明治二十一年一月十五日・山形新報。

(16) 明治二十二年四月三日・山形新報。

(17) 明治二十二年十月二日・朝野新聞。

(18)(19) 「宮本頼三」・「帝國議會議員候補者列伝全」(明治二十三年)・一四八頁—一五〇頁。

(20) これらの社説は、いずれも決闘否認論である。

(21) 「日本之法律」第八号(明治二十一年九月)・六頁以下、この論考は未完結であるが、第九号をみる機会がないので(第十号にはなし)、その号に連載されたかどうか、確めない。

(22) 「法律雜誌」第六九六号(明治二十一年九月)・二頁以下、第六九七

号同年十月)・二頁以下。松尾章一氏の「薩埵正邦小伝——法政大学の創立者——」(「社会労働研究」第一四卷一号・三七頁以下、第三号・二頁以下)は、彼の伝記と思想に関する精緻な研究であるが、彼の決闘否認論には言及されていない。

(23) 「明法雜誌」第七五号(明治二十一年一月)・六頁以下、第七六号(同年同月)・一頁以下。この論文は未完結である。

(24) 当時出版された「五大法律学校討論筆記」をみる機会をえないので、本稿では、昭和三年、司法省内の刑法並に監獄法改正調査委員会に資料として提出された「決闘罪ニ関スル資料——明治廿一年九月三十日五大法律学校討論筆記中ノ一節——」(ガリ版、十六枚)を利用した。これには、光妙寺三郎、中橋徳五郎二人の意見だけが騰写されている。

(25) 前掲書・十三枚表。

(26) 前掲演説討論集・九三頁。この討論会の弁士の内、決闘賛成論者は、馬場辰猪、林包明、高橋基一、佐伯剛平、反対論者は柿内正輔、青木匡、大石正巳、末広重泰、堀口昇であった。

(27) 光妙寺三郎は、嘉永二年八月(弘化四年ともいう)、周防三田尻の一向宗光妙寺住職半雲の三男に出生。明治維新後、長崎で仏語を学び、明治三年、藩命でパリに留学、同地で西園寺公望、中江篤介と相知る。十一年、パリ大学法科を卒業して帰国。太政官権少書記官から外務少書記官へ転じ、つづいて外務権大書記官へ進み、十五年、在仏公使館勤務となる。十七年、帰国、翌十八年五月に退官、明治法律学校で憲法を講ず。十九年八月、司法省参事官兼大審院検事となる。二十二年七月、逓信省参事官、翌年七月、山口県選出代議士(末松と改姓)、二十五年八月、退官。二十六年九月、逝去(大人名辞典)第一巻・五二二頁—五二三頁、「国民過去帳」・昭和十年・三六四頁、「衆議院議員略歴」・昭和十一年・三四頁等参照。彼の在仏中の生活を小説化したものに、木村毅「光妙寺三郎」(伝記小説集・福沢先生・昭和九年・二五一頁以

下)がある。

(28) 伊藤知遊「明治暗殺史」・「伊藤知遊全集」第二卷(昭和四年)・二四四頁。

(29) 「明法雜誌」第七五号(明治二十二年一月)・三七頁―三八頁。

(30) 本書は、高市慶雄編「明治文獻目録(昭和七年)」には登載されているが(二二二頁)、近刊の西村捨也編「明治時代法律書解題(昭和四三年)」には記載がない稀覯本である。私は、元慶應義塾図書館嘱託太田臨一郎氏の蔵本を借覧した。ここに同氏の学恩を謝す。

(31) 光妙寺の「決闘条規」は、それを国家の法令として確立せよとの意味で提案したものが、それとも民間の慣習として一応の基準を示したものが、その点は明らかでないが、おそらく後者であろう。

(32) 高市・前掲書、西村・前掲書あるいは伊藤敬次郎編「明治以降稀覯本索引(昭和十五年)」などにも、本書はみあたらない。近刊予告も出され、光妙寺自身も「近日常ニ決闘辨ナル一冊子ヲ著シ云々」(本誌五九頁参照)と述べているが、結局、なんらかの事情で、出版はされなかつたのではなからうか。

前註

(1) 決闘論は、前にも述べたごとく昭和三年のガリ版本(本稿註24・参照)によつた。句読点は手塚が附したが、その他はすべて原本のままである。

(2) 「決闘条規」は、序言と本文の一部を省略した。条文以外の個所の句読点は、手塚が附した。行間カッコの中は、手塚の註記である。

決闘論(五大法律学校討論筆記の一節)

決闘論は、今日の討論問題のみならず、与論に起発せる問題である。私は今日は余蘊なく論じたいと思ふ。乍併、此前の発論の終

光妙寺三郎の決闘是認論及び「決闘条規」

りに於て、諸君は、最早忍耐力を失ふた様に見へる。依て私は言論を抛棄します(聴衆一般に討論を継続するの意を表し謹聴の声場内に満つ)。……諸君、御聴きなれば論じて見たい。併し発言してまだ思想を尽さない前に、引ッ込めと云はれる位なれば、初から引込みたい。……夫でははじめマシヨ。

尤も私の長いから、燈りを付けるまでやるかも知れない。明朝までヤルかも知れない(謹聴々々)。それならば、諸君と私の間に、契約が成立した。契約が成立であるのに、諸君が多数を以て、私の言論を压制するならば、諸君は皆卑怯者でありますぞ(ヒヤ々々)。是れさへ定まればヤリマシヨ。

私は今日の討論において、議論に勝ちたいと云ふ思想ではない。又華美なる文詞を弄んで喝采を得るの思想でも無い。只達意を旨とする故に、平たく云ふか、固くるしく云ふか、通俗の語を用ゆるか、高尚の辞を遣ふか、私の勝手に辨する積りである。

先づ今日の問題に付て注意を請ふ事は、第一、此問題は何れの点から論ずるか云ふことである。元来、問題が日本の事とは定まつていないから、支那の刑法で論しても宜い。併し、私は支那の刑法に詳しく無いから、支那律では論じない。まづ歐洲の二三の国及び我國の現行法から説き、又、立法上から論し、一步進んで道徳上からも論じて見たい(ヒヤ々々)。そこで此問題の汎漠たる所を利用すると云ふのが、第一の注意である。

第二の注意は、介添人と云ふ文字の事である。日本旧時の切腹には、介借人が有て、之に付添ふ介添人があつた。今此問題の介添

人は、果合人双方の介添人にて、一方が弱ければ、助力するものか善く分らない。伊太利の千八百七十五年の刑法草案に、証人若くば介添人と云ふ事がある(介添人と云ふは何と云ふ言語であるか、私は訳書のみを見たので分らない)。仏蘭西の決闘には、決闘者が刀

剣を用ゆる術を知らない時、或は其術に精しからざる時には、剣術の師匠が立会ひ、不法の事のある時は止める事がある。是れは公平に決闘せしむる為めであるが、此等の人を指して介添人と云ふかも知れない。故に、発題者の介添人は、私の為には、何者か不明であるが、私は決闘の起りから決闘其事に及ぶまで、決闘者の間に立ちて周旋するものを証人と云ひ、問題の介添人は証人の事と看做します。是か問題に関する第二の注意である。

決闘と云ふものは、ドー云ふものと云ふ事を、まだ誰れも云はぬ様です。幕府時代の果合も決闘であるか、此事を云ふのか、或は其外にあるか、先づ決闘の定義から定めなければならぬ。之を定めなければ、罰するや否やの問題は起らぬ筈である(ヒヤ々々)。決闘「ヂユエル」と云ふは「ヂユ」は二ツ、「エル」は戦ふと云ふ二字から来て即ち二人の戦と云ふ事である。……仏蘭西の或る

著書を見るに、コイ云ふ事がある。日本にも決闘があるソである。其決闘は一種異様のもので、議論喧嘩の末、双方腹を切る。先きに腹を切たものが勝ちであると云ふ事が書^(まじ)てある。諸君に於

ては、固より仏人が本邦の果合を誤解せる如き誤は決して無く、仏国に行はるゝ決闘の如何なるものたるは、御存知でシヨ。併し、念の為め、仏国などに行はるゝ決闘、今日の問題として私の

論する決闘、即ち公正の決闘を示しましヨ。仏蘭西で正当の決闘と云ふのは、決闘の起る原因の如何は、先づ之れを措くとして、罵言とか誹毀とかの侮辱の事が有た時は、先づ之を受けた人が、自分の親友二名を証人として対手人に送る。此証人は、彼の侮辱者に向て、汝は余の朋友甲の榮譽を害した。依て之を武器即ち刀剣か短銃かを以て雌雄を決せよと云ひ込む。侮辱者乙は、又二人の証人を出す。此両方の証人が協議をして、実に誹毀に相違ないとか、或は罵言に相違ないとか、決闘するの必要があるとか、或は此位の事は侮辱でないに依て、決闘に至るには及ばぬとかを定める。併し、此等の場合には、成るべく之を協和するを以て、証人の本分とする。若し証人の力及ばぬ時、又は事実上協和を試む可きに非ざる時は、証人四名が決闘の条件を定むる。即ち其武器は短銃とか、刀とか、剣とか(武器其他の条件に付ては、侮辱者に選択の権あり)、又相手人の間の距離は何歩であるとか、又其結果は一方の死に至るまでとか、……死に至るまでの約束は近頃多く聞かない。……或は一方か抵抗し得べからざる如く強弱の判然するまでとか、或は一方に血を見れば止めるとか、其他の条件を定め、証人四名が連署して、之を各新聞紙に広告する。ソして決闘の後には、実に約速^(まじ)通り決闘を執行し、其公正なりし事を、また証人四名が連署して各新聞に広告する。仏蘭西に行はれる公正の決闘は、略ぼこんなものである。私は此公正の決闘に付て論じます。併し此決闘は罰すべきものかドーかと云ふ問題に入る前に、一言する事は、今云ふ如く公正に行はれた決闘の外に、不正のものがある

る。例へは一方が着込をしていたとか、一方の刀が長かつたと
か、一方の「ピストル」に丸が無かつたとか、種々の事はあれと
も、要するに如斯き不正なる決闘は、是れは云ふまでもなく、法
律の間ふ所である。普通刑法に問ふて宜い。即ち死或は傷に依
り、重罪或は軽罪である。此点には反対論かないかと思ふから別
に論じますまい。此の如き不正決闘は先づ措て、公正に行はるゝ
決闘の性質は如何なるものかと云ふことを一言しましヨ。成
程、決闘は野蠻の余習である。本邦に行はれた果し合の如きも、
野蠻の所為である。乍併、榮譽上已むを得ない場合に於て為す公
正の決闘は、其来由は野蠻かも知れないが、私は之を文明の華で
あると云ふ。……単に決闘は有罪とか無罪とか云ふ説はあるけれ
ども、此区別の論の無いのは、私は甚だ遺憾である。……榮譽上
已むことを得ざる時に当て、決闘するのは、国の元氣に基つても
ので、之を否とするものは、国の元氣を衰へしむるものである
(ヒヤ／＼、ノー／＼)。まだ大分不同意者が多い様だが、私は此論
の終りに至て、充分諸君の賛成を得る積りである。……不同意者
が多ければ論が長くなる。

そこで暫く横道へ入て、歐羅巴ではドーであるか、近來の立法者
の思想はドーであるかと考へて見るに、勿論刑法の普通罪で問ふ
べきものでない事は一定して居る様である。依て二三の例を挙げ
ましヨ。千八百五十五年の奧土利の刑法には、特別に決闘に関
する法律がある。一々は言ひませんが、決闘者を罰する事に成て
ある。其証人も之を罰する。又、最も近代に於て千八百七十五年

の伊太利刑法草案にも、特別罪として掲げてある。伊太利刑法は
甚だ酷て有て、死に致した時は五年以上七年以下の禁錮六千「リ
ラー」の罰金である。証人も矢張之を罰する。又、御存知のモツ
シエ、ボアンナードも、我刑法草案に於て、決闘を特別罪とし
た。先づ近來の立法者の思想は、此の如く特別罪とする傾きであ
る。此論は茲に止めて、此よりは仏國に於て決闘を如何に処分し
たかといふことを、一つ二つ言ひましヨ。仏國の旧時に於ては
「カルチナル、リシリユ」宰相が、非常なる苛法を設けて、決
闘者は凡て絞首するとした(當時絞首は最も嫌ふ所て貴族や士の恥
つべきものと考へて居た)。且決闘者は、其生死を問はず、其資産を
官没することゝした。然るに、仏國に於ては、旧時も猶ほ今日の
ごとく義侠心が強いもんだから、路易十四世の決闘禁止の制札の
下で、ドス／＼決闘をやると云ふ勢であるから、禁止は到底実行
が出来ないで、段々此法は廃された。現今行はるゝ刑法は、十九
世紀の始めに出来て、此刑法には決闘のことがないから、無論
法律に問はぬと云ふので、決闘は時々行はれて怪むことはなかつ
た。然るに千八百三十七年に至て、破毀法院の検事長「ヂュバン」
と云ふ人が出て、決闘は勿論罪すべきもので、法文にあるに氣の付
かれないのは、変なことだと云ひだした。皆、人はどこに決闘を
罰する条がありますと云ふと、茲にあります。即ち決闘は其結果
に依て謀殺罪です。或は毆打創傷罪です。無論普通法に問ふ可き
ものでありますと云ふた。此奇説は、遂に大審院が特別評議を以
て、決闘を普通刑法に問ふことに至らしめた。尤も此以前に、各

控訴院の中には、有罪とした断例もあつた。此に於て、刑法の明文に掲げて無い事を引援して、普通の刑法で問ふと定つた。……是等は余り要用はないヨ―だけれども、一応諸君に示して置く。

……そこで実際の結果は如何に成つたかと云へば、若し決闘の末に、人を死に致せば、重罪に問ふ。重罪には陪審官か有て、陪審官は死者か有ても認めて無罪とする。若し又、傷を被つた時は軽罪になる。軽罪には陪審官がないから、成る丈、酌量しても決闘者が罪せらるゝ。……だから陪審官は重罪軽罪共に置くを要するものである。……故に死に致せば無罪となり、傷くれは刑法に問はれると云ふ断例に成つた。尤も実際今云ふ如くは行はない。多くの場合に於ては檢察官が起訴しない。最も近い例では、内閣長フロツケー氏とブーランジエ―將軍の決闘で、ブーランジエ―は重傷を負ふた。誰も知て居る有名な事件である。けれども、起訴した事は聞かない。但不正か或は不正ではないかと疑ふべき決闘に付ては、起訴するに相違ない。乍併、或る場合、或る地位に因て、幸不幸のあるのが、今日の実例である。斯の如き仏国の法律は、甚だ悪い。

日本の草案も、罪は論するが特別罪として問ふとして別章を設けて有た。さて、決闘は特別罪か或は普通罪かと云ふことに至ては、余り辨士間に議論も無かつた様である。私は少し遅く来まして聴かなかつたのかも知りません。今、重複するかも知りませんが、けれども一言します。

此決闘の普通罪に異なる所は、双方間に公平正直の心を以て戦ふ

と云ふことである。普通の死傷には、此公正の心を持つものは恐くは無い。……断じて無い。即ち決闘の普通罪で無い一証である。又、双方とも平等の地位に立つて居ることが、第二の差異である。双方共、一方を殺すと云ふ地位にあるけれども、直に又、殺さるゝと云ふ地位にある。普通の場合には、一方は殺ソ―、傷ツケヨ―と云ふ意思があつて、他の一方は多くは知ら無い。即ち或は寝て居る所を斬るとか、或は後ろから突くと云ふ様なもので、一方には余地があり、一方には免るゝ暇はないと云ふ場合である。決闘者の公平、正直其他位の平等即ち此二ツのものは、明かに普通罪に異なる所の性質である。是は深く論じなくとも明瞭であると考る。猶、普通罪にあらざるは明了になり、且法律に掲げてなき以上は、決闘の無罪たるは決して疑いはない。故に決闘者も無罪、証人も無罪であると考へる(フー、ヒヤ)。尚ほ一の論拠がある。「ボアソナード」氏は、刑法草案に掲げたのを、刑法審査委員が除いたと云ふものは、罰しない積りに相違ない(フー、ヒヤ)。……ノーなれば、私の宅へ御出てなさい。其理由を聞きませヨ―。此分り易ひことが分らぬ位では、是から前き、益々不同意の点が多いでアロ―。

猶、此点に付ては、実は審査委員に聞きました。尤其答は、審査委員一般の説ではない。委員中の一人の自説である。此人の名も云ひますまい。此人の考にては、今ま日本に決闘は無い。往時、果し合が有たけれども今は無い。然るに之を法文に掲げると、古代の決闘を引起す様なことを生して宜しからぬに依て削除した。

又、實際決闘が有たなれば罰すると云ふ考へで掲げなかつたと云ひました。同僚の宮城氏もたしか此説であつたと考へる。俗、普通法に問ふべからざることは、斯の如く明了であるに拘らず、檢察官の手心に依て起訴すると否があるなれば、試みに○○伯と○將軍と決闘したなれば、檢察官が必ず起訴しない。私がやれば謀殺等となる。此んな不公平な法律になるのを、諸君は知らないか(聴衆中同意を)
表せる者多し。……ソーラ御覽なさい。光妙寺の云ふ通りでシヨ一(笑)。

現行法に於ては、無論刑に問ふものでないことは明瞭である。之れに不同意なれば、私は決闘する(大笑)。茲に於て、誠に長いと云ふたのも、最早僅かと成た。……此頃、諸君か諸新聞で御承知の決闘の如きは、私は之を文明の華と云ふのではない。乍併、或る場合に於ては、恐らく諸君と雖とも決闘をするの思想を起すに相違ない。……追々寒くなつて、これから夜会舞踏会の委候(委候)になるが、諸君想像せられよ。或る夜会に於て、瓦斯燈燦爛たる舞踏室に於て、美人蹁躚たるの間にありて、一人が他の一人に向つて罵言する、犬だとか畜生だとか云ふた。又は一層烈しく唾を吐き掛けた。其時に宜し君は、我輩の面に唾を吐たなア、きたない、きたないけれども、我輩は法律家だから、非決闘論者だから決闘はしない。裁判所に訴へる。スルト公然罵言したるものは尙円五拾銭に罰せられる。……唾を吐たのは殴打でもなし、無罪になるかも知れない。……此の如く尙円五拾銭の科料を取られると云ふて満足する人があるか(大喝采)。満足をする人があるかも知

光妙寺三郎の決闘是認論及び「決闘条規」

らないが、あまり器量は善くないな(大喝采)。第一女に惚(まぼ)れられぬことは受合ふな(大喝采)……単純の法律家は未だ女(まぼ)に惚(まぼ)られなくてもよいが、女(まぼ)に惚(まぼ)られなければ、真正の政治家にはなれぬな(大笑)。(喝采止まず)。是れは一場の戯言として、更に一転して論じマシヨ一(まぼ)。

人、或は云はん。今の光妙寺の云ふ所は尤もらしし、然し決闘を申込んだ、殺された、こんな詰らぬことはない、……成程詰らぬ様ではあるけれども、榮譽上の事に関しては、死生を顧みざる場合がありマシヨ一(まぼ)。

俗、前に云ふ如き、決闘の理由は、已むことを得ずして刑法に訴て足りない所の榮譽上のことがあると云ふことを示すものである。因(ママ)より榮譽は無形のもので有て、此に之を挙げて示すことは六かしい、且つ御同様の榮譽と、熊公八公の榮譽とは同一にならぬことがあるから、一言にて尽されぬ。要するに法律が榮譽を保護するに足りない場合、或は一家榮譽の問題を世間に表白することを好まざる場合等に於ては、至誠に問ふて決闘しなればならぬ(ヒヤ〜)。

榮譽上の問題に付ては、実に立法者の務めて干渉を避く可きものである。又、干渉しない例は、刑法上既に存してある。一二の例を云ひまシヨ一(まぼ)。

有夫の婦が姦通した時の如きは、本夫の告訴を待て問ふ。なぜ檢察官が直に起訴しないか、一家の榮譽上に関するものであるから、干渉しないのである。今一つの例を云へば、猥褻なことです

が、親子間の私通の如きも、立法官は刑法に於て問はない。此の如き倫理に悖ることを、法律に問はないのは、立法官は榮譽上に關する或問題には干渉しないのである(ヒヤク)。(大喝采。既に此の如き榮譽上の或問題に關して、立法官は之に干渉を為さるゝに、何の故に人人の至誠心に基く決闘を罰するの法を設けんとするや、実に私の解し得ざる所の点である(大喝采。榮譽上の思想は、日本の旧時には有たが、今日は地を払つてない(大喝采。明治政府の下に於て、我日本の文明の程度は進んだに相違ない。

智育も進んだであらふ。体育も進んだであらふ。生活の程度も進んだであらふ。日本固有の真正の元氣に至ては如何であるか(大喝采……決闘の如き榮譽上のものを法律で問ふは、即ち日本の元氣を損ずるものではないか(大喝采。モー一言で局を結みます。即ち決闘は現行法で罪すべからざるは明了であつて、立法上より論するも罰則を設くべからざるものである(満場大喝采。

終りに臨んで一つ忠告することは、五法律学校の諸君よ、法律家となり玉へ、大法律家となり玉へ、併し法律思想に齷齪として、榮譽上の問題を忘れさらんことを希ふ(大喝采。國家の元氣を衰へしめさらんことを望む(満場拍手大喝采止まず)。

決闘条規

人文既ニ或ル高明ノ程度ニ達スルヤ、人其心ニ決闘ノ必要ヲ感スルハ、自然ノ理ナリ。本邦、近來各地ニ於テ、決闘ヲ挑ム者、比

々之レ有ル、蓋シ此ニ職由スル乎。然リト雖トモ、決闘ハ人ノ至情ニ基キ、各自ノ榮譽ヲ保護スルヨリ、已ムヲ得ス始メテ之ヲ為ス可キモノニシテ、決シテ漫ニ之ヲ為ス可キニ非ス。果シテ然ラハ、如何ナル場合ニ於テカ之ヲ為ス可キ、曰ク、正当ノ理由ノ存スル有リ、此ニ始メテ之ヲ為ス可シ。如何ナル場合ニ於テ、正当ノ理由ノ存スト為ス耶、曰ク、決闘ヲ惹起スル事件カ、一己人ノ榮譽ニ關シ、之ヲ人定法律ノ制裁ニ放任ス可ラサル場合、是レナリ。

斯ニ人有リ、言ハシ。某府内ノ人心ハ腐敗セリ、某県下ノ人心ハ無神經ナリト、是レ以テ決闘ノ理由ト為ス可キ耶、曰ク否、此ノ如キ語辭タル、余ヲ以テ之ヲ觀レハ、素ヨリ深慮ノ士ノ輕シク口頭ニ發ス可キニ非スト雖モ、正当ノ理由ト為ス可ラス。蓋是レ一府一県ノ人心ヲ評スル一片ノ冷語タルニ過キサレハナリ。又人有リ、言ハシ、代言人、社会ニ健訟ノ風習ヲ成ス、某新聞社ノ記事ハ粗鹵ナリト、是レ以テ決闘ノ理由ト為ス可キ耶、曰ク否。是レ未タ正当ノ理由ト為スニ足ラス。何トナレハ、是尚ホ泛漠ノ評語ニシテ、以テ人身ノ榮譽ヲ害シタリト謂フヲ得サレハナリ。(中略)

決闘ノ理由ノ正当ナルヤ、將其方法ノ如何ス可キヤハ之ヲ論セサルモ可ナル耶、曰ク否、其方法タル最モ緊敵ナラサル可ラス。若其方法ニシテ緊敵ナラサレハ、是レ閭巷健兒輩ノ私闘ノミ。封建時代ノ果合ノミ。野蠻所為ノミ。焉ソ文明ノ華ト称ス可ケンヤ。故ニ侮辱者、被侮辱者ノ地位、権理義務、証人ノ指定、其職掌、

決闘ノ条件、鬪器ノ選択等、宜ク精細ニ之ヲ講究スヘシ。

以上ノ所論ハ、余ヲシテ決闘条規ヲ草定セシムル所以ナリ。

若夫レ決闘ノ必要ハ、余曩キニ五大法律学校討論會ニ於テ、略之ヲ提示シタリ。尚ホ近日別ニ決闘辨ナル一冊子ヲ著シ、以テ公衆ニ示ス可キヲ以テ此ニ贅セス。

第一条 決闘ノ理由ハ侮辱カ被侮辱者其人ニ密着シ被侮辱者之ヲ法律ニ訴フ可ラサル場合ニ於テ正当ナリトス

正当ナラサル理由ニ其キテ挑起スル決闘ハ之ヲ拒絶スルヲ得

第二条 決闘ハ仮令其理由ノ正当ナルモ老若若クハ不具者ニ對シテハ之ヲ請求ス可カラス

第三条 被侮辱者ノ保護権内ニ在ル人人ノ榮譽ハ被侮辱者ノ榮譽ト同視スルヲ得

第四条 侮辱者被侮辱者ノ地位ハ其侮辱ノ起発ニ依リテ之ヲ定ム但シ其後ニ加ヘタル侮辱カ前ニ加ヘタル侮辱ヨリ甚キトキハ前侮辱者ヲ以テ被侮辱者ト為スヲ得

第五条 被侮辱者ハ決闘ニ係ル条件ヲ定メ及ヒ鬪器ヲ選択スル權ヲ有ス

第六条 決闘ニ係ル制限ノ条件ハ大凡左ノ如シ

一 決闘者ノ一方ノ死ニ至ルヲ以テ制限トス

二 決闘者ノ一方ノ血ヲ見ルヲ以テ制限トス

三 決闘者ノ一方カ抗敵ス可ラサル如キ劣弱ノ地位ニ陥ルヲ以テ制限トス

第七条 決闘ニ係ル条件ハ侮辱事件ノ輕重ニ比例シテ之ヲ定ム

光妙寺三郎の決闘是論及び「決闘条規」

故ニ微小ナル侮辱ニ関シ被侮辱者ヨリ決死決闘ノ請求ヲ為ストキハ侮辱者之ヲ拒絶スルヲ得

第八条 被侮辱者ハ先ツ証人二名ヲ指定シテ之ヲ侮辱者ニ遣リ其謝罪ヲ請求ス可シ

若シ侮辱者謝罪ヲ拒ムトキハ決闘ヲ請求スルヲ得

侮辱重大ナルトキハ謝罪ヲ為サシメスシテ直チニ決闘ヲ請求スルヲ得

第九条 侮辱者モ証人二名ヲ指定シ之ヲシテ被侮辱者ノ証人ト協議セシム

第十条 被侮辱者其非ヲ悔^(マテ)井テ謝罪スルトキ又ハ双方ノ証人ニ於テ協議ハサルトキハ証人ハ連署シテ其理由ヲ明言シ以テ新聞ニ掲告ス

第十一条 双方ノ証人ニ於テ協議ハサルトキハ特ニ判断人ヲ指定スルヲ得

第十二条 鬪器ノ選択ハ被侮辱者ノ權ニ存スト雖トモ侮辱者ノ使用スル能ハサル鬪器ヲ択ミタルトキハ侮辱者之ヲ辞却スルヲ得

第十三条 侮辱カ若シ調停スルヲ得可キモノナルトキハ之ヲ調停シテ決闘ニ至ラシメサルヲ以テ証人ノ本分トス

調停ヲ為シタルトキハ証人四名連署シテ新聞ニ掲告シ公衆ニ知ラシムルヲ要ス

第十四条 侮辱カ若シ調停ス可ラサルモノナルトキハ彼此ノ証人四名相会シテ侮辱者被侮辱者ノ地位ヲ定メ鬪器ヲ択ミ某月某日某時ニ於テ決闘ヲ為ス可キヲ議定ス

此議定ハ証人四名之ニ連署シ新聞ニ掲告シ公衆ニ向ヒテ決闘ノ已ムヲ得サルニ出ツル理由ヲ示ス可シ

或ル場合ニ於テハ此理由ヲ明示セサルヲ得

第十五条 決闘ノ場処ニハ証人四名ノ外ニ医師二名以上ヲ携ヘテ不虞ノ変ニ備フルヲ要ス

第十六条 決闘者双方ノ地位ハ総テ対等ナルヲ要ス即チ銃丸ノ多少刀剣ノ長短等総テ同一ナラサル可ラス

但其選択セル闘器カ銃類ナルトキハ被侮辱者ヲシテ先ツ之ヲ発射セシムルコト有ル可シ

第十七条 決闘ノ場処ニ於ケル証人ノ職務ハ決闘ノ正当ニ行ハル、ト否トヲ檢視スルニ止マリ決シテ其助力者ト為ルヲ得ス

第十八条 決闘者カ予定規約ニ従ヒ決闘ヲ終リテ双方尚ホ生存スルトキハ双方ニ於テ相当ノ礼ヲ行ヒ其為シタル決闘ヲ以テ決シテ他日ノ怨因ト為サ、ルノ盟ヲ為ス可シ

第十九条 決闘ヲ終レル後ハ証人四名連署シテ決闘ノ正当ニ行ハレタル事実ヲ明記シテ新聞ニ掲載シ之ヲ公衆ニ知ラシム可シ

第二十条 第十条第十三条第十四条及ヒ第十九条等ノ掲告文ハ左ノ式例ニ依ル

第一例文 甲某カ乙某ニ対スル侮辱事件ハ甲某ハ決シテ乙某ノ

榮譽ヲ害セントスル意ヲ以テセシニ非サルヲ明言セリ因テ決闘ヲ為スノ必要ヲ存セス故ニ余等連署シテ之ヲ証明ス

年月日

甲某ノ証人

丙 丁 (署名捺印)

乙某ノ証人
戊 巳 (署名捺印)

第二例文 甲某カ乙某ニ対スル侮辱事件ニ起因スル決闘ハ云々ノ理由ニ依リ双方証人ノ間ニ於テ議協ハス故ニ余等連署シテ余等ノ任務ヲ結了セルヲ証明ス

年月日

甲某ノ証人

丙 丁 (署名捺印)

第三例文 甲某ト乙某トノ間ニ於ケル侮辱事件ハ余等四名之ヲ調停シ決闘ヲ為スノ必要無キヲ明認シ甲某乙某モ之ヲ承諾セリ故ニ余等連署シテ其和解ヲ証明ス

年月日

甲某ノ証人

丙 丁 (署名捺印)

第四例文 甲某カ乙某ニ対スル侮辱事件ハ双方ノ間ニ決闘ヲ為スノ必要有リ因テ被侮辱者乙ハ某闘器ヲ採扱シ某年某月某日某時ニ於テ決闘ヲ為サントス故ニ余等連署シテ之ヲ証明ス

年月日

甲某ノ証人

丙 丁 (署名捺印)

乙某ノ証人

戊 巳 (署名捺印)

第五例文 某年某月某日某時某所ニ於テ甲某ト乙某トノ間ニ為

シタル決闘ハ実ニ某時ニ始マリ云々ノ事實ニテ云々ノ結果ヲ
致シ某時ニ於テ終レリ甲某及ヒ乙某ハ各其榮譽ヲ滿タセリ余
等此決闘ノ予定規約ニ從ヒ正当ニ行ハレタルヲ檢認ス故ニ余
等連署シテ之ヲ証明ス

年 月 日

甲某ノ証人

丙 丁(署名捺印)

乙某ノ証人

戊 己(署名捺印)

(以上只是掲告文ノ大意ヲ示シタルニ過キス故ニ其撰文ノ如キ総テ決
闘及ヒ証人ノ自由ニ付ス)

自跋

世ノ論者、動モスレハ輒チ決闘ノ以テ公共秩序ヲ害スルヲ言
フ。是只其一ヲ知リテ、未タ其二ヲ知ラサルノミ。其原因ノ正
當ニシテ、其方法ノ緊嚴ナル決闘ハ、彼ノ凡庸人士ノ妄想スル
如ク、決シテ公共秩序ヲ害スルモノニ非ス。却テ是レ公共秩序
ヲ維持スル一大要具ナリトス。蓋若シ天下ノ有志人士ヲシテ言
フ可ラサルノ憤懣怨恨ヲ消散セシムルニ、決闘ノ一事ヲ以テセ
サルヤ、余ハ恐ル、其之ヲ洩スニ由無キヨリシテ、或ハ腕拳ノ
乱打ニ訴へ、或ハ醜惡ノ手段、即チ暗殺、襲撃ヲ試ムニ至ル可
ケレハナリ。決闘豈ニ敢テ公共秩序ヲ害スルモノナランヤ。知
ラス、天下具眼ノ士、以テ如何ト為ス。

光妙寺三郎の決闘是論及び「決闘条規」

明治二十二年一月三日夜半筆ヲ起シ曉天稿ヲ脱ス

熱海客舎ニ於テ 右文舎左武郎識

附言

余、客臘、寒ヲ避ケ、痾ヲ熱海ニ養フ。中將三浦梧樓氏モ、偶マ
来浴セリ。氏ハ余ノ弱冠ノ親友ナリ。一日、余ノ決闘説ヲ以テ氏
ニ質ス。氏大ニ余ノ意ヲ賛シ、且ツ曰ク、余年少一友人ト果合ヲ
為シ、之ニ微傷ヲ被フラシメタリ。爾後、他ノ一友人、仲裁ノ勞
ヲ執レルニ因リ、双方後來怨恨ヲ懷カサル可キ旨ヲ明言シ、今ニ
於テ締交旧ノ如シト。嗚呼、氏ノ如キ実ニ文明ノ決闘士ト称スル
ニ愧チサラン。

氏又曰ク、邦家自ラ軍律ノ存スル有リ。故ニ軍人社会ニ於テ、決
闘ヲ奨励スルハ、余ノ武官タル地位ノ許サル、所トス。然レトモ
彼ノ仏國ノ軍隊中ニ、決闘ノ専ラ行ハル、如キ、実ニ弱ヲ興シ、
情ヲ鞭チ、以テ大ニ士氣ヲ振作スルニ足レルヲ認ムルナリト。余、
又タ中將谷干城氏ニ邂逅ス。一日、談適ニ決闘ノ事ニ及ヒ、余乃
チ決闘条規ヲ草スルヲ話ス。中將曰ク、決闘ノ斯ノ社会ニ必要ナ
ル、実ニ足下ノ説ノ如シ。然リ而モ、決闘ナルモノハ、人情ノ自
然ニ出テ、其榮譽ノ如キ、人人情感ヲ異ニスルヲ以テ、予メ之カ
条規ヲ設ク可キニ非スト。余之ニ對シテ、反覆論争セリ。然ルニ
是レ一場ノ談話ニシテ、未タ中將ノ意見ヲ尽サ、ルヲ以テ斯ニ記
述スルヲ欲セス。

或ル論者ハ、余ニ言ヒテ曰ク、決闘ハ必ス決死タルヲ要ス。然ラ

サレハ、他日ノ怨因ヲ為ス可シト。余之ニ答ヘテ曰ク、小人ノ決闘ハ則チ然リ。君子ノ決闘ハ則チ然ラス。余ハ信ス。君子ノ決闘ハ、果シテ本条規第十八条ノ如ク行ハル可キヲ。此論者ノ説タル、余得テ賛成セスト雖トモ、之ヲ彼ノ如何ナル場合ニ於テモ、決闘ヲ要セスト言ヘル怯懦者流ノ意思ニ比スレハ、其優レル万々ナリ。

著者再識